



いしかわ教育の日 シンボルマーク
発行・編集／石川県教育委員会
金沢市鞍月1-1
TEL (076) 225-1811
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/index.html

たいあつぱ

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策

～「新しい生活様式」を踏まえた家庭での取組～

新型コロナウイルス感染症から子供たちを守り、お様が安心・安全な学校生活を送ることが出来るよう、ご家庭においても「新しい生活様式」を踏まえた取組にご協力をお願いします。

1 毎日の健康観察

- ・毎日、登校前にお子様の健康観察（発熱や風邪症状の有無の確認）を必ず行う。
- ・発熱等の症状がある場合は、自宅で休養させる。
- ・感染がまん延している地域は、学校からの依頼に基づき、同居のご家族に発熱等の風邪症状がみられる場合には、登校を控える。



2 手洗いの励行

- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）



3 咳エチケットの徹底

- ・咳、くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。



4 3密の回避（密閉、密集、密接）

人と集まる時や外出する際は、次のことに気を付けてください。

○「密閉」の回避

- ・こまめな換気
- 気候上可能な限り常時行い、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。

○ [密集]の回避

- ・身体的距離の確保
- 飛沫感染を防ぐため、できるだけ人と人との距離を確保すること。

○「密接」の回避

- ・マスクの着用
- 外出する時は、できるだけマスクを着用する。ただし、気温や湿度が高く、気分が悪い場合や、熱中症になりそうな場合には、マスクを外す。室内でも家族以外の人と交流する際はマスクを着用する。

正しいマスクの着用



5 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

★ 学校生活の中でいかに感染防止を徹底しても、仲の良い友人同士の家間での行き来や家族ぐるみの交流を通じて感染が拡大してしまうと、学校全体の教育活動が出来なくなってしまうことがあります。特に会食の際には、対面を避けるなど、「新しい生活様式」を参考に工夫していただき、感染が広がらないようにご配慮をお願いします。

作成：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

6月からの学校再開

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、これまでにない、3か月にも及ぶ長期の臨時休校となりましたが、6月1日に、学校が一斉に再開され、子どもたちの笑顔と元気な声が学校に戻ってきました。

各学校においては、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿って、「3つの密」を避けるとともに、マスクの着用や手洗いなど基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を踏まえ、感染のリスクをできるだけ減らしつつ、子どもたちの健やかな学びを保障するための取組を進めています。

学校内での感染を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要です。各ご家庭におかれましても、子どもたちの毎日の健康観察はもちろん、発熱やせき・のどの痛み、嗅覚・味覚の異常、強い倦怠感等の症状がある場合は無理せず、登校を控えるなど、引き続き、ご協力をお願いいたします。



子どもたちの笑顔あふれる学校生活

手洗い・消毒の励行



こまめな手洗い、消毒



教室の机やドアなどを消毒して授業の準備

登校時の様子



登校時に、朝の体温等の健康チェック



特別支援学校スクールバスは、間隔を十分に空けて乗車

昼食時の様子



校内放送で昼食を楽しく



図書の貸出の列も距離を保って

授業風景



手作りのパーティーション



距離をとって体育の授業



部活動



距離をあけて、一方向を向いて合唱



送風機設置による換気と熱中症対策



児童生徒の心のケア

学校内外で、不安や悩みを相談することができます。

様々な不安やストレスを抱える児童生徒に対応するため、各学校では、相談室の先生や養護教諭、スクールカウンセラー等による相談を受け付けております。
また、学校以外でも、専門の相談員が、24時間電話で、児童生徒や保護者からの相談を受け付けておりますので、下記までお気軽にご相談ください。

24時間子供SOS相談テレホン
076-298-1699



家計急変世帯への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯への支援があります。

- 県立高校授業料の減免
- 教育費負担軽減奨学金（国公立高校）

令和2年1月以降に保護者の収入が大きく減少した世帯が対象です。なお、いずれの支援制度にも各種要件があります。

詳細は、在学する学校にご相談ください。

